

8 月上旬号
2015 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

多文化理解講座 ～世界各国爸爸妈妈们的聊天广场～

たぶんかりかいこうざ せかい ひろば
多文化理解講座～世界のパパ&ママおしゃべり広場～

就世界各国的各式分娩状况、各种育儿文化方面的差异、烦恼以及各种优异之处, 让我们一起来互相了解! 另外, 保育士・保健师就有关育儿、儿童健康事项给我们提供解答及建议。此外还将介绍国外宝宝断乳食品及制作点心食谱!

◇日期: 8月29日(周六) 14:00~16:00 ※免费。

◇场所: 荒本育儿支援中心。

◇定员: 大人 15 人、孩子 20 人左右(学龄前儿童)

◇申请方法: 电话、邮件从 8 月 3 日(周一)开始按申请先后顺序。

*使用邮件时, 请写明活动名、参加者全体人员的姓名(注音假名)、地址、电话号码、语言、孩子的年龄。

*如果有育儿及健康方面的问题请写下来。

*1 岁以上孩子有保育。(免费)

*因为没有停车场请利用电车或是巴士。

各国の出産いろいろ、子育てに関する文化の違い、苦勞や良いところなど、みんなでおしゃべりしませんか?

また、保育士・保健師が、子育てや子どもの健康に関する質問にお答えします。外国の離乳食やおやつレシピも公開!

◇日時: 8月29日(土) 14時~16時 ※無料

◇場所: 荒本子育て支援センター

◇定員: 大人15人、子ども20人ぐらい(就学前児童)

◇申込方法: 電話かメールで8月3日(月)から申込先着順

*メールの場合は、イベント名、参加者全員の氏名(ふりがな)、住所、電話番号、言語、子どもの年齢を明記

*子育てや健康に関する質問もあれば書いてください。

*1歳児以上は保育あります。(無料)

*駐車場はありませんので電車やバスをご利用ください。

申請・询问处: 東大阪市国際情報广场(请在平时的 10:00~17:30 来电咨询)

TEL:06-4309-3311 /E-mail: bunkoku.plaza@city.higashiosaka.lg.jp

申込・問合先: 東大阪市国際情報プラザ(電話は平日 10:00~17:30 まで)

开始受理临时福祉补助金・育儿家庭临时特例补助金

しんせいうけつけ かいし りんじふくしきゆうふきん こそだ せたいりんじとくれいきゆうふきん
申請受付を開始します、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

有关 2015 年度的「临时福祉补助金」和「育儿家庭临时特例补助金」之事, 申请书等将从 7 月末开始依次邮寄, 8 月 3 日(周一)开始受理申请。

临时福祉补助金的支付对象为: 2015 年 1 月 1 日时在本市有住民基本台账登录, 并且, 2015 年度市府民税(均等比例)为非课税的人。支付额为: 对象者每人 6000 日元仅限 1 次。

育儿家庭临时特例补助金的支付对象为: 2015 年 6 月领取了儿童津贴(特例支付除外)的人。支付额为: 对象儿童每人 3000 日元仅限 1 次。

但是, 在决定支付以上两项补助金时, 领取者必须持有中长期在留资格。如果在申请后开始到决定支付日期间, 因在留资格到期而不能在支付日时确认是否持有在留资格的人, 请去入国管理局办理在留资格更新手续后再申请。如有不明之处, 或是有问题要咨询时请打电话联系。

另外, 咨询中心仅使用日语、英语、中文、韩国・朝鲜语对应, 请谅解。

平成27年度も「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」について、申請書などを7月末から順次郵送し、申請受付を8月3日(月)から開始します。

臨時福祉給付金の支給対象者は、平成27年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録をされている方で、かつ、平成27年度市府民税(均等割)が課税されていない方です。支給額は、対象者1人に

つき1回限り6,000円です。

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者は、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給される方です。支給額は、対象児童1人につき1回限り3,000円です。

ただし、両給付金ともに給付金の支給が決定される日において、
申請後から支給決定まで、申請後から支給決定日までの間に、在留期間の満了日などが到来する方については、
支給時に在留資格等を有することが確認できないおそれがあるため、
地方入国管理局で在留期間の更新などを行ってから、申請してください。ご不明な点、ご質問がありましたら、お問合せください。なお、お問合せセンターでは日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語のみの対応となりますのでご了承ください。



询问处: 临时福祉补助金・育児家庭临时特例补助金咨询中心 TEL:0570-005-192

問い合わせ先: 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金お問い合わせセンター

2016年度 保育施設募集入所児童

平成28年度 保育施設入所児童を募集

希望入所の人请在 10 月 30 日(周五)之前提出申请。
今年 3 月以前办过申请的人也必须再次申请。请注意。

入所希望者は 10月30日(金)までに申し込んでください。今年3月以前に申し込んでいる方も再度申込が必要ですので、ご注意ください。

◇対象: 有学龄前儿童、因有需要保育事由的人。
◇申请: 请在 10 月 30 日(周五)之前携带所需资料直接前往申请。

◇対象: 就学前の子どもがおり、保育が必要な事情のある方
◇申込: 必要書類を10月30日(金)までに直接持参

*但是, 今年 4 月 2 日以后出生的 0 岁幼儿, 到明年 2 月 18 日之前都可接受申请。(明年 2 月 4 日以前出生的幼儿为对象)

*ただし、今年4月2日以降生まれの0歳児については、来年2月18日まで受け付けます。(来年2月4日以前に生まれた児童が対象)

询问处:各福祉事務所育児支援系
児童援助課 TEL 06-4309-3202/ FAX 06-4309-3817

問い合わせ先: 各福祉事務所子育て支援係 または
子ども応援課

(特別) 児童抚养津贴

(特別) 児童扶養手当

领取「児童抚养津贴」的人, 请在 8 月底之前递交「现状调查表」, 领取「特别儿童抚养津贴」的人, 请在 9 月 10 日(周四)之前递交「收入状况调查表」。领取对象者将会收到记载有受理日期和指定场所的「通知」, 请带好所需资料务必前往指定会场办理手续。没有递交调查表的人, 8 月以后将被停止支付, 还也有可能丧失受理资格, 请注意。

児童扶養手当を受けている方は現況届を8月中に、特別児童扶養手当を受けている方は所得状況届を9月10日(木)までに提出してください。対象者には受付日時と場所を記載した「お知らせ」を送付していますので、必要書類を持って、必ず届出にお越しく下さい。この届出をしないと、8月以降の手当が受けられないだけでなく、受給資格もなくなる場合がありますのでご注意ください。

【周六・日的临时受理】

【土・日曜日の臨時受付】

◇8月9日(周日) 10:00~16:00
= 市政府大楼 1 楼多目的大厅
◇8月22日(周六) 9:00~16:00
= 市政府大楼 2 楼国民年金課

◇8月9日(日)10時~16時=市役所本庁 舎1階多目的ホール
◇8月22日(土)9時~16時=市役所本庁 舎2階国民年金課

询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805

問い合わせ先: 国民年金課

已寄出高龄者保险证

高齢受給者証を送付

根据 2014 年的所得收入重新评估了自我负担比例的新保险证(桃色)已在 7 月中旬寄出。有期限到明年 7 月 31 日。8 月份开始去医院看病时, 请向挂号处同时出示新的高龄者保险证和国民健康保险证。详细内容可咨询。

平成 26 年分 所得 に 応 じ て 自 己 負 担 割 合 を 見 直 し た 新 し い 受 給 者 証 (桃 色) を 7 月 中 旬 に 送 付 し ま し た 。 有 効 期 限 は 来 年 7 月 31 日 だ す 。 8 月 か ら 保 険 証 と 一 緒 に 医 療 機 関 の 窓 口 に 提 示 し て く だ さ い 。 詳 し く は お 問 い 合 わ せ く だ さ い 。

询问处:資格支付課
TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804

問い合わせ先: 資格給付課

介护保险制度

介護保険制度

介护保险设施入所者及短期入所利用者的饮食费・住宿费(住宿费)的负担限度额认定期限为 7 月 31 日(周五)。

介護保険施設の入所者やショートステイ利用者の食費・居住費(滞在費)の負担限度額認定の期限は7月31日(金)です。

8 月份以后继续使用介护保险设施时, 必须办理更新手续。已经得到认定的人, 将会收到更新通知及申请书。填写申请书后请在 8 月 31 日(周一)(必到)之前邮寄或是直接携带资料前往申请。(仅限福祉事务所可直接受理)

8月以降も引き続き介護保険施設を利用する場合は、更新申請が必要です。すでに認定を受けている方には更新案内と申請書を送付しています。

申请・询问处: 支付管理課
TEL 06-4309-3186 / FAX 06-4309-3814

申請書を8月31日(月)(必着)までに郵送するか、または直接持参してください。(直接の場合のみ福祉事務所でも受付)

申込・問合せ先: 給付管理課

